

羽幌町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金のご案内

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金は、令和5年度の住民税非課税世帯に支援する新たな給付金です。給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯 3万円

給付金の支給時期

羽幌町が確認書を受理した日から
3週間後が目安です

支給対象となる世帯

世帯全員の令和5年度住民税(均等割)が非課税の世帯です

給付金の支給手続き

- 令和5年6月1日時点で羽幌町に住民登録がある対象世帯に町から給付内容や確認事項が書かれた確認書が郵送されます。
- 以下の事項を確認して、令和5年10月31日までに、町に返送または役場総合窓口、天売支所、焼尻支所のいずれかに提出して下さい。

【確認事項】

- ① 記載された振込口座番号に誤りはないか
- ② 世帯の中に住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいないか

※ この給付金は一時所得として所得税の課税対象となります

一時所得は、計算上50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得との合計額が50万円を超えない限り、課税対象とはなりません。

本件を装った「特殊詐欺」や「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」の詐取にご注意ください。

羽幌町からATMの操作をお願いすることや給付のための手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。

📞 **お問合せ** 福祉課社会福祉係 ☎ 68-7004